

平成 26 年第 4 回
北栄町農業委員会総会議事録

平成 26 年第 4 回北栄町農業委員会総会

開催年月日	平成26年4月10日（木）					
開催の場所	北栄町北条農村環境改善センター					
開 会	平成26年4月10日（木） 午後3時					
出席委員 (2 3 名)	1 番	河原 廣美	2 番	家森 政男		
	4 番	田中 則重	5 番	濱田 陽一	6 番	木村 悟
	7 番	坂本 憲昭	8 番	友定 憲一	9 番	村岡 昌美
	1 0 番	永田 恭彦	1 1 番	徳山 克之	1 2 番	前田 榮久
	1 3 番	宇田川誠章	1 4 番	福光 康男	1 5 番	杉川 武士
	1 6 番	徳山 隆敏	1 7 番	津川 孝篤	1 8 番	前田 浩明
	1 9 番	森本 真理子	2 0 番	山下 正美	2 1 番	谷口 廣志
	2 2 番	遠藤 忠充	2 3 番	斎尾 智弘		
			2 6 番	濱坂 良男		
欠席委員等	3 番 岸田 一成 2 4 番 盛山 由紀子					
事務局	局長	下阪 啓二	書 記	阪本 知春		
閉 会	平成26年4月10日（木） 午後4時4分					

日程

1 開会

3 議長開会宣言 定足数の確認

4 議事録署名委員の選出 (4番) (5番)

5 議事

(1) 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)

(2) 農地利用集積計画の決定について

・利用権設定

・北栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4章1の(5)の規定による所有権の移転申出書(1件)

6 協議事項

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

(2) 農地法第18条第6項の規定による通知書について

(3) 非農地証明について

(4) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書について

(5) 北栄町都市計画審議会委員の推薦について

7 報告事項

(1) 委員会報告

農地委員会

農政委員会

広報委員会

(2) 議会報告

(3) 平成25年度総会等出席状況

8 連絡事項

(1) 農の雇用事業について

(2) 総会開催予定等

・第5回総会

平成26年5月12日(月)午後1時30分から

北栄町北条農村環境改善センター

現地確認

平成26年5月9日(金)事務局集合

担当委員 議席番号18番～20番、22番

議案締切日

平成26年4月25日(金)

(3) 平成26年度総会日程

9 その他 会計報告

10 閉会

【添付】 資料、資料(写真)、農地白書

○事務局 平成26年第4回の北栄町農業委員会総会を開催いたします。会長さん御挨拶をお願いいたします。

○濱坂会長 皆さん、こんにちは。待っていました桜が満開になって、きょうは散り始めたということで、だんだんと暖かくなってまいりました。きょうは、この後、毎年やっていますので花見の会をしようと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

実は、先回も検討いただきましたが、25年度の農地白書最終版ができて、8日の日に町長と議長に手渡しをしました。中身としては、いろんな問題も数値化して見えるようにするということが大きな目的なのですが、その数値をいろいろかまっているといろんなことがおもしろいと思ひながら、そのおもしろいところをちょっと話をしたいと思ひます、農地白書に直接関係ないですが。

3月に南鳥島で棧橋の設置工事がありまして、工事のときに事故が起こって何人か亡くなられたわけですが、テレビを見ておりますと、やっと人が乗れるか乗れないぐらいな島ですね、そこに2,700億円かけてやっているわけです、いろんな工事を。あんな小さい島ですが、そこまでして守らなければいけないのかなと思ひておりましたら、あれが国土だということになりますと排他的経済水域というのが設定されるわけです。それが、あの点が1つあるがために、日本の国土くらいの面積がそれによって確保されるようです。日本はそういう海域も含めて、世界で5本の指あるいは10本の指に入る大国になるわけですが、国土的には確かに少ないですけども、地球の中の面積からいくと非常に大きな国になります。そういったことで、鳥島を一生懸命守るためにやっているわけです。しかし、温暖化で気温が二、三度上がると氷が解けて水がふえる。それから、海水自体が膨張して水面が上がるということで、そういうことが実際に起こってくると50cmから80cmぐらい海水面が上がると言われておられます。そうすると今の鳥島は、満潮時に見えるか見えないかが、島としての定義になっているようでして、数十cmらしいですね、出ている部分が。ということになると、50cmから80cmも海水面が上がると、島が沈んでしまうということで、非常に大きな国土といいますか、そういったものがなくなってしまうということのようです。

それから、農地白書ができましたけれども、県全体でいわゆる畑の、田畑等の筆数が58万筆昨年ありました。これは鳥取県の人口とおおよそ同じくらいの数だということで川上会長が言われたのですが、今回のまとめの中では県内で4万筆ほど減っております。それは、中身をいろいろ見てみなければいけないと思ひますが、調査の仕方でもまたこれも中身が変わってくるのではないかとと思ひております。ちなみに、北栄町については18筆の減少ということで、転用等そういうことで減っているということです。

それから、数値の話が続きますけれども、4月から消費税が上がりました。3月31日まで税込み価格ですね、総額表示ですから。例えば、1,000円で売っていたものが、4月1日になったら1,000円プラス税、1,080円になって売っているということもありまして、これも数値の中身、トリックですよ。単純に税込みをさらに税をかけているわけですから、おかしい話になってくるのですが、数値というのは、そういうふうにいるいろいろ構うと、どうにでも人の目をくらまされるというか、そういうこともできますし、逆に数値にすることによって見える部分というのにも出てくるということと言いたかったわけです。

それから、きょう親元就農の正式な実施要領を付けておられますが、その中身を見てみますと、親と三親等以内の後継者との間に家族経営協定を結ばなければいけないということが出ておられます。それから、親は認定農業者もしくは人・農地プランにかかわっている中心経営体でないということですね。いろんな条件が当然つくわけですが、先般の議会で森本委員のほうから質問が出ました。家族経営協定をもっとやらなければいけないのではないかとという質問ございましたけれども、私は、今の農業振興基本計画の組み立てる話の中で、もともとの一番基礎部分は、認定農業者になっ

て経営改善計画を立てたり、それから農業者年金で農業をやる人がきっちりふえるようなシステムをうまく使う。それから家族経営協定を結んで、家族内の経営をしっかり話をしたり育てていくという、これが一番もとになる場所でないかと思っておりまして、この3点をセットにして推進しなければいけないのではないかという答弁をいたしましたけれども、そう思っております。ですから、農業者年金を推進するときにも家族経営協定もあわせて、そういった形でぜひ今後推進をしていただけたらなと思っております。

ただ、私、今63歳で、あと2年もすると、農業者年金を掛けておりますから、もらえる予定ですがけれども、先ほどこの時間の前に事務局からいろいろ、もうじき手続きが始まりますよという話をしていただいたのですが、話を聞いていると、名義は全部取っ払われてしまいますよね。自分で農地を持ったらいけないということですから。当然、預金口座も含めて全部変わっていくわけですがけれども、とにかく身ぐるみ剥がれてしまうので何か寂しい部分も非常に感じておりますけれども、今。これでいいのかなと、今思っています。その辺どうしたらいいのかな。またいろんなところでちょっと発言してみたいなと思っているところですがけれども、もっと歳をとっても、あるいは定年退職を仮にしたという段階でも、その次の人生に希望が持てるような制度でなければおかしいなと、今この歳になって感じているところです。

いろいろ余談を申し上げましたけれども、以上で挨拶といたします。

○事務局 ありがとうございます。

北栄町農業委員会会議規則第5条において、会長は会議の議長となり、議事を整理するとありますので、以後は会長に議長として進めていただきます。

○濱坂議長 そうしますと、会則に基づきまして議長に就任させていただきます。

定足数の確認でございますが、本日の欠席は、3番、岸田委員、24番、盛山委員でございます。それから、時間におくれて来るということでございまして、18番の前田委員でございます。以上、3名を聞いております。

次に、4番の議事録署名委員の選出でございますが、順番に従いまして、4番、田中委員、5番、濱田委員をお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

では早速ですが、議事に入りたいと思います。1番の農地法第3条の規定による許可申請について、1件でございます。説明願います。

○事務局 お配りしております、レジュメの4ページをごらんいただきたいと思います。こちらに議案等に係る位置図をつけております。また、写真を別資料として差し上げておりますので、議事等の参考にしていただきますよう、お願いいたします。

そうしますと、議事の2ページをごらんいただきたいと思います。議案第1号に係る農地は1筆969㎡でございます。

議事の4ページをごらんください。譲り受け人は、田畑合わせて2万1,000㎡耕作されております。作付予定の作物は、ラッキョウとスイカです。

議事の6ページをごらんください。農作業の従事状況でございますが、農作業に従事される方は、御本人と奥さん、それと御両親の4名となっております。

議事の7ページをごらんください。周辺地域との関係では、地域の防除基準を守って農薬を使用するとされておりますし、地域の役割分担も、水路の清掃ですとか除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路管理等に努めるとされておるところでございます。以上です。

○濱坂議長 議案1号の1の説明が終わりました。何か発言はございますか。

特に発言ないようですが、申請のとおり許可してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、議案の1号の1、申請のとおり許可といたします。

続きまして、2番の農地利用集積計画の決定について説明を願います。

○事務局 議事の9ページをごらんください。上の方に議案第3号としておりますが、2号の間違いでございますので、修正しておいていただきたいと思います。

農地利用集積計画の決定でございます。利用権設定については46件です。3年未

満の契約はございません。それぞれの内容につきましては、議案書の各筆明細に明記しております。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

各要件につきましては、以前に配付しております、農業委員会法令業務ロードマップの3ページでございます。以上でございます。

○濱坂議長 説明が終わりました。

案件の中、17番、18番、19番が友定委員の関連案件でございますので、この3件を除いた、以外の案件についてまず審議をしたいと思います。確認をいただいて、何か発言がございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

特に発言がないようですが、原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、17、18、19を除いた、以外の案件につきましては、原案のとおり決定いたします。

それでは、続きまして17、18、19の案件でございますが、友定委員は除斥扱いで検討したいと思います。何か発言はございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

特に発言ないようですが、計画のとおり決定してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、17、18、19につきましても、計画のとおり決定いたします。

続きまして、北栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4章1の(5)の規定による所有権の移転申出書について、1件でございますが、説明をお願いします。

○事務局 議事の12ページをごらんください。北栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想による所有権の移転申出書でございます。

この申出書に係る農地は3筆でございます。約45アールを売買されるものでございます。利用目的としましては、野菜を耕作されるということでございます。譲り受け人は認定農業者であり、地域の平均面積以上の農地を耕作されておりますし、基本構想の要件に適合しているものと考えます。

参考として、法令業務ロードマップでは3ページとなります。以上でございます。

○濱坂議長 説明が終わりました。

案件は、永田委員に関する案件でございますので、永田委員は除斥扱いいたします。

何か発言はございますか。

特に発言はないようですが、申し出のとおり決定してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、これにつきましても申し出のとおり決定いたします。

そうしますと、6番の協議事項に移りたいと思います。

1の農地法第3条の3第1項の規定による届け出書について、4件でございます。説明をお願いします。

○事務局 農地法の第3条の3第1項の規定による届け出書が、4名の方から出ております。農業委員会のあつせん希望は、2ページの届け出者から出ております。地区担当農業委員さんは、よろしくお願いいたします。以上です。

○濱坂議長 一括でいいですね。

○事務局 はい。

○濱坂議長 そうしますと、4件一括で検討いただきたいと思います。何か発言はございますか。

発言がないようですが、届け出書の受理をしてもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、4件まとめて届け出書を受理いたします。

次、2番の農地法第18条第6項の規定による通知書について、1件でございます。

説明を願います。

○事務局 農地法第18条第6項の規定による合意解約書が1件提出されております。これまで、1筆の半分を借りておられましたけれども、規模拡大し、全面を借りるために、一旦、現在のものを解約ということでございます。新たな利用権設定につきましては、このたびの11ページの34番でございます。以上でございます。

(発言する者あり)

11ページというのは、議案のほうでございます。

○濱坂議長 説明が終わりました。何か発言はございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

特に発言はないようですが、通知書を受理してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、協議事項の2番の通知書についても受理いたします。

続きまして、3番、非農地証明について、説明を願います。

○事務局 協議事項の12ページをごらんいただきたいと思います。原の農地の非農地証明申請でございます。

この農地は、原のふるさと林道沿いの農地で、戦後、先代が植林を行って山林化されております。隣に林道ができておりますので、そちらのほうで一部削られてしまっているという格好で、のり面になっております。昨日、現地確認をいただいております。以上です。

○濱坂議長 そうしますと、現地確認をしていただいておりますので、報告を願います。

○杉川委員 15番、杉川です。よろしくお願いします。

昨日、事務局と徳山さん、それから津川さん、谷口さん、5名で確認してまいりました。事務局から説明のあったとおりです。問題はありません。

○濱坂議長 ありがとうございます。

皆さん、何か発言はございますでしょうか。

特に発言がないようですので、非農地証明の申請書を受理、承認してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、非農地証明の申請書を受理して了承いたします。

続きまして、4番、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書について、説明を願います。

○事務局 協議事項の15ページと16ページをごらんください。こちらに県から農業委員会のほうに参りました通知の表紙を2点つけております。場所は妻波と国坂でございます。

17ページから27ページが妻波、28ページから35ページまでが国坂の事業計画等でございます。どちらも事務局に相談がありまして、地元自治会に対して事前の計画周知をするよう指導をしたところであります。以上です。

○濱坂議長 続きまして、現地確認の報告を願います。

○杉川委員 この件につきましても、昨日確認してまいりました。別に問題はないですけれども、今までもこうやって、施設が建つことになって反対したことはないのですね、今まで。だから、反対する理由もよくわかりません。ただ、いいかもしれない。

○事務局 ここで上げさせてもらっているのは、農地のことですから皆さんには知ってもらっておきたいし、それとこの認定連携通信事業者は設置できるけれども、やっぱり周囲の農地に影響があってはならないということもありまして、確かに県は了解をしたかもしれませんが、やっぱり農業委員さんのほうでは、ここはこういうことでよくないのではないのかという意見をもらうべきではないかと、どっちかの意見をもらうべきではないかということで、私は上げさせてもらっております。

無秩序に認定されていたら、国が認定していたら、どこでも設置できるという考え自体が私は間違っていると思いますので、これまでも事前にですけれども、相談があ

ったときになぜ畑の中なのかと、隣は山ではないか。山の裾でもいいではないかということで変えさせたこともあります。さらに、私が思いつく以外に、農業委員の皆さんのほうが、もっと気づかれる部分があるかもしれない。そういうこともあって、改めてこういうふうに出させてもらっているところでもあります。

○濱坂議長 はい。

○永田委員 結局、ただ農業委員会で、その場所に問題があるのではないかという意見書を出したとしても、県のほうとしてはそれを入れる必要はないですよね。義務はあるわけではないですよね。確認だけということ。

○事務局 県が県の責任でもって許可したのですから、認めますと出したわけですから、言うべきことは県を通して言う必要があるのではないかと。もう、県が決めたのだからどうしようもないという考えではいけないのではないかなと私は思っているところです。

○杉川委員 今まで、倒れたことがないでしょう。結構背が高いものだけど。周りに家でもあればとは思いますが。

○永田委員 強いて言えば、協議事項ではなくて報告事項なのかなという気もしなくもないんですが。

○事務局 農地に関すること、私は協議事項に持ってきました。もともとは報告事項にさせてもらっておりましたが、報告だったら必要ないのではないかと思ったり、逆にしますし。

○杉川委員 確認に行ったが、意味があったのかな。

○濱坂議長 事業者としては農地に影響のない場所を当然選定するだろうと思いますけれども、それが現場の中で適切かどうかやはり見るべきだと思います。そういう場合には、やっぱりここはいけないと。何mずらせとか、そういうことは意見として出してもいいと思います。

○杉川委員 大体、問題のあるところには入っていないからな、近いところには。大概あいたような感じというか、何ていうか。

○濱坂議長 基本的には、そういう場所を選んでくるのでしょうけれども。

○事務局 できるのですよ、でも。

○杉川委員 そんなところがあったら文句を言うかもしれないな。

○事務局 たとえそうでもできるのですよ、それはどこでも。畑の真ん中でもできます。でも、そうではなくて、こういうふぐあいがあるよということを、皆さんの目でも見ていただきたいなと私は思うのです。それを見ないと言われれば今後出さないのかもしれないけれども。

○友定委員 いや、やっぱり、自分が国坂にもう1件N T Tのができたときに農地を見ているが、何でこんなところに建っているのに、我々のところに報告がないのだろうかという素朴な疑問がありました。やっぱりこうして報告してもらって、報告ではないと言われましたが、知っていると、これはこういうことで建つのだなということがわかりますから、それはそれで意味があると思います。

○濱坂議長 そのほか何か、意見はございますか。適切かどうかの判断はできると思いますので、その辺これからある程度注目しといていただきたいと思います。

次に行ってもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

5番の北栄町都市計画審議会委員の推薦について説明をお願いします。

○事務局 協議事項の36ページをごらんいただきたいと思います。町長から、北栄町都市計画審議会委員の推薦依頼がございました。現在の委員の任期はこの3月末まででございまして、既に2年を切ることになりますけれども、平成28年3月末までの任期をお願いするものがございます。

38ページをごらんいただきたいと思います。こちらに条例をつけております。添付できれいな条例がございましたけれども、2枚にわたってしまうので、私がインターネットから出しましたが、つけております。これを読みましても何を審議するのか

書いてありませんが、都市計画法第77条の2第1項及び第2項に、市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項の調査と審議ですとか、都市計画に関する事項についての他の関係行政機関への建議を行うと規定をされております。推薦を依頼された委員は1名でございます。これまで会長が、前会長の残任期間を委員として出ておられます。以上を踏まえ、委員の決定の御協議をお願いしたいと思っておりますけれども、町からの要望がございまして、男女共同参画の取り組みとして、女性の登用を視野に入れた選考に配慮をお願いしたいとのことでございました。御協議よろしく願いいたします。

○濱坂議長 説明が終わりましたが、何か発言はございますか。

その女性参画については、ぜひにという意味ですか。

○事務局 御配慮をお願いしたいと書いてあります。

○濱坂議長委員 2人か3人ですか、今。

○事務局 3人です。

結局、都市計画で現在は用途地域まで決められておりません。用途地域というのはこの辺は農地ですよ、この辺は宅地、住宅地ですよ、この辺は工業団地です、工業用地ですよということを規定すると。そうするとそれ以外のはできないということになるわけですが、そういう用途地域は指定されておりませんので、その指定をする場合に、例えば農業関係から農用地として残すべき、ここは農用地としてくださいといった意見を言える立場で出ておられるということでございます。ですから、例えば商工会の場合は、この辺は商業地ですよとか。それから、文化団体でしたら、この辺は保存していかなければいけない場所ですよと、そういう意見を言うべき立場なのだろうなと思います。

会議の開催予定がないようですので、用途地域も決めるようでもないようですし。

○濱坂議長 どなたか立候補者はございませんか。推薦はございませんか。

○森本委員 会長留任でお願いします。

○濱坂議長 先ほど留任だという声もございましたが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そうさせていただきます。

次、7番の報告事項に入りたいと思います。まず、委員会報告でございますが、農地委員会はございますか。

○杉川委員 農地委員会でないが農業委員会のほうで、六尾北の鉄道側辺りの田んぼでの事業をすることになりまして、今、徳山委員さんと津川委員さんに世話になって、とりあえず耕うんしているのですけれども。農地委員会の予定では5月3日の昼から、1時ぐらいから六尾北の子供を呼んで、カボチャを植えることにしようかと思っていますし、それから農業委員さんにはとりあえず全員出席をいただきまして、どんな状況になるかよくわかりませんが、とりあえず草刈り機と鍬ぐらいを持ってきてもらって、少し汗流してもらおうかと思っています。農地部会のほうで事前準備をする予定ではあります。5月3日で、少々の雨なら実施しようかと思っていますので、よろしく願います。

○友定委員 何時からするのか。

○杉川委員 5月3日、1時。決定というわけではないですが、その予定で段取りします。

○濱坂議長 徳山委員さん、ちょっと畑を打ち込んだようですが、状況をちょっと報告いただいたらと思います。

○徳山(克)委員 はい、津川委員と3日でしたか、4月3日に半分ほど打って、雨が降って途中やめたのですが、そのときに一番東側の農地も、打ったのですが、ゴズボがすごくて、カズラ、通常カズラですが、ゴズボと言いますが通称。そのものがすごく多過ぎて、皆さんに出てもらって、それを外さないと打てないのではないかと。刈ってもらってという考えであります。

それで、きょうの午前中、ちょっと残りを打ちましたが、ちょっと田んぼの側のほ

うの埋め立てしてないところですが、確かにじりいです。それから埋め立てしてあるところが真砂土の殻で、このぐらいの小石ですか、このぐらいの小石がらがらしています。そこにはカボチャを植えればいいでないかということで、きょう打ってから農協さんのほうに行きまして、堆肥をまいてもらうように手配しておきました。一応、今月21日にそれをまいてもらうようにということで、それが済んだら、早速すぐ2回目の耕うんをして、5月3日に備えればと思っております。以上でございます。

○事務局 取り組まれている農地適切利用啓発事業という事業の予算は、ほんの12、3万だったと思いますけれども、額は少ないですけれども、良い事業だという評価もいただいておりますので、できなかったということがないように頑張っていけないといけないのではないかと思いますので、御協力をお願いしたいと思します。

それと、徳山委員と津川委員とで草刈りなり、除草なり、除草剤散布なり、耕うんなりしていただきました。今、聞かれたとおりですけれども、きょう時間あると思しますので、懇親会の途中でも寄っていただいて現場を見ておいていただきたいと思います。随分きれいになったように思します。ただ、真ん中のほうに、一部、一筆参加していただけない方がございまして草が生えておりますけれども、それ以外は本当にきれいになったと思します。まず、本日御確認だけでもしていただいて、当日おいでいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

予定としては、いっぱいカボチャをつくりまして、参加の方がどれぐらいあるかわかりませんが、参加された方にはやっぱり少しでも分けてあげなければいけないと思しますし、あと、貸してくださった方についても、もちろん事業参加できればしてもらいたいと思しますし、その方にも1個なり2個なり報酬は配ってあげなければいけないかもしれませんので、余っても北栄砂丘まつりのほうでブースを設けてそこで、いくらかで売りながら、農地の適切利用も同時に啓発をするということで今年度はできたらなと思っております。

将来的には、勝手な考えで、農地委員会のほうには話をさせてもらっておりますけれども、一番は農地の持ち主の方に耕作してもらうのが一番いいのですが、なかなかそれも難しいだろうと思します。そうすると、誰かに借りてもらうということも考えなければいけません。それでも難しい場合には、あと市民農園という考えがあると思します。北条のみどり団地のほうでは、農地はありませんので、周囲の農地をみどり団地の方が耕作されている場合も結構あるようでございます。それは六尾北のほうには多分ほとんどないだろうと思しますし、市民農園として貸し出すようにしてもらって、地元にお住まいの方で、近くにお住まいの方で、農地を少しずつでも耕作をしてもらって、農業も知ってもらいながら農地を守っていただくというものもあるのかなと。それはこととしてはちょっと無理だと思いますけれども、できれば3年ぐらいをめどに考えておりまして、そのためにも農業委員さんにも頑張っていただきたいなと思っております。もちろん私も頑張らせていただきますので、よろしく願います。

○杉川委員 一言言うことを忘れていました。あくまで農業委員みんなで守りたいと考えておりますので、そのときはお世話になります。よろしく願います。

○濱坂議長 先ほど話がありましたように、農地委員会が中心になってやりますけれども、委員皆さん全体で作業等やっていくということになりますので、よろしく願いたいと思します。これについて、何か御発言はございますか。

○山下委員 ちょっといいですか。作物の維持管理は、農業委員が全体ですということですか。維持とか管理消毒とか。

○杉川委員 カボチャだから投げておけばいいではないか。マルチぐらいは張って、ちゃんをつくろうと思しているけれども、プロの仕事はできないが。

農業委員会らしいことはしなければいけないかとは思うが。実際、カボチャをつくったことがないから、よくわかりません。

○徳山（克）委員 まあ、1回ぐらい、しごしなければいけないと思う。

○杉川委員 その辺は、農地のほうでするので。とりあえずヒマワリをまいて、生え

るかどうかもわからないし、それからもどれだけじるいか実際わからないところがある。ただ、あぜ草は、やっぱり詳しいものがないから。それほどは管理してもらわなければいけないなとは思っています。保全管理ではなくてちょっとくぼ高いところがあって、そこにカボチャをまこうかなと思っているけれども。

まあ、きょう現地、土地を見てください。

○濱坂議長 しょっちゅう出てくださいますということも大変ですから、その辺作業をうまく整理しながら、かかわれるところはかかわっていただくということで。

○杉川委員 まだ、状況もよくわからないので、あの辺。

○濱坂議長 初めてのことでですので、よろしくお願いします。

そうしますと、農政委員会、何かございますか。

○濱田委員 結婚支援マドンナさんが、今年度の事業を4月30日に決められるような話を聞いております。それまでに、農政委員もちょっと集まって婚活の要望というのでしょうか、したいようなことを取りまとめする会を持ちたいなと思っておりますので、きょう、これが終わったら、その日程だけ皆さんの都合を聞いて決めたいなと思っておりますので、短時間ですけれどもよろしくお願いします。

○濱坂議長 農政委員会はその後ちょっと時間をいただきたいということです。よろしくお願いします。

続きまして、広報委員会。

○森本委員 「菜種」19号が発行されますので、発行日が5月29日になります。原稿締め切りは4月25日になりますので、広報委員さん、この後少しの間で決めたいと思いますので、残ってください。よろしくお願いします。

○濱坂議長 広報委員会も。

○森本委員 それから、先ほど杉川さんが言われましたが、それもちょうと写しに行き記録に残して出したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○濱坂議長 きょうは岸田委員長おられません、何かやるときには広報委員さんにもちょっと連絡をください。写真とかいろいろなことがありますので。

○杉川委員 また何かあれば。

○事務局 急にやらなければいけないことがあったりした場合に、私、別の話になるかもしれませんが、思っているのですが、できればメールアドレスを教えてもらっておいて、そちらに一斉配信させてもらえたらなど。携帯を持つとられるのは皆さんほとんどだと思いますが、できればそうさせてもらえたらなどと思いますので、次回、メールアドレスを教えてください文書をつけて出してもらいますので、提出をしていただければと思います。よろしくお願いします。

○濱坂議長 広報委員会もその後、時間をいただきたいということです。

そのほかの委員会は、何かございませんか。

農業振興の基本計画の策定委員会がありました。夢と希望につながるキーワードの選定に今、入っております。難しいところにありますけれども、今度4月の下旬にはそれを絞り込みして、具体的な政策につなげるような今、段取りをしております。

そのほかございませんか。よろしいですか。

続きまして、2番、議会報告です。

○事務局 報告事項の2ページをごらんいただきたいと思います。

平成26年第1回の一般質問におきまして会長に対し質問がありましたので、その他の農業関連の質問も含めて、ここで報告するものでございます。3ページから31ページまでは、一般質問通告書と町長や会長の答弁書を添付いたしておりますので、暇なときでも手にとっていただければと思います。以上です。

○濱坂議長 何か読まれて発言、意見はございますか。ここはちょっと中身がおかしいではないかということがあれば、教えていただければ、また次につながると思いますし。後ほどでも結構です。よろしくお願いします。

続きまして、3番、平成25年度総会等出席状況について、広告を願います。

○事務局 報告事項の32ページをごらんいただきたいと思います。平成25年度中

の総会等について、出席状況を報告します。総会等の開催は17回で、研修会が平成24年よりも2回多いために、出席延べ人数は平成24年度よりも約30人ふえています。以上です。

○濱坂議長 出席の状況が出ておりますけれども、一つお願いをしておきたいのですが、基本的には総会は、日程も事前に知らせてありますし、欠席をしないようにしていただきたいと思っております。その辺は覚悟で立候補なり、推薦等を受けておられると思いますので、その辺の認識をひとつよろしくお願いしたいと思っております。

出欠表のことについて、何かございますか。よろしいですか。

次に、連絡事項に入りたいと思っております。1番の農の雇用事業についてなど、一括で説明を願います。

○事務局 連絡事項の2ページをごらんください。

まず、農の雇用事業についてですが、研修生一人当たり月額で2,000円から3,000円研修経費が増額となっております。

連絡事項の3ページをごらんください。こちらに募集依頼が届いております。既に6月開始分の締め切り日があすとなっておりますけれども、3カ月置きに募集をされますので、周囲に必要とされる方がございましたら、御紹介いただきますようお願いをいたします。

次に、総会の開催予定でございますが、第5回の総会は5月12日月曜日でございます。現地確認は前の週の金曜日、9日の午後1時30分からということでございます。議案の締め切り日は4月25日でございます。

平成26年度の総会日程をつけております。一応、つけておりますけれども、もしかすると9月ぐらいに議会とかち合う場合もあるかもしれません。そのときには、日程を変えさせていただきたいと思っております。

あと、11月10日と1月23日の定例総会と臨時総会は、場所が中央公民館いうことになっておりますので御注意願いたいと思っております。

それと連絡事項のほうを開いていただきまして、6ページでございます。一般経過報告をつけております。3月10日に、議会の産業建設常任委員会との意見交換会を農地委員会が開催いたしております。あと、月末に農業者年金友の会の総会の開催をそれぞれいたしております。

今後の予定でございますが、4月25日に農地中間管理事業に係る説明会ということで、私が出るようにいたしております。以上です。

○濱坂議長 連絡事項、一括して説明いただきましたが、何か発言はございますか。もしあれば、また後でも結構ですので、言っていただけたらと思っております。次に行ってもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと9番、その他に入りたいと思っております。

(一部略)

○事務局 資料の説明をさせていただきます。

○濱坂議長 それでは資料説明をさせていただきます。

○事務局 最後でございます。資料の2ページをごらんいただきたいと思っております。このたびの資料につきましては、農地中間管理事業の概要と遊休農地対策の強化等についての資料を添付いたしております。

3ページをごらんいただきたいと思っております。右側に国の目標が掲げられております。国全体では10年後の認定農業者等の担い手の利用集積目標を約8割ということとされております。国が定めた各県での集積目標は、平成22年度の各県の集積率の2.5倍とされておるところでございます。52%を目標とする基本方針を定めた旨、文書が参っております。

次は、この経営協定のパンフレットでございます。会長からも話がございましたとおりでございますが、農業委員さんの中に7名、7組、していただいている方がございます。その他の方の未締結の方にも御検討いただくように事務局から働きかけたい

と思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、資料のほうではありませんが、最初ありましたとおり、農地白書を配らせていただきました。

それと親元就農促進支援事業交付金事業のパンフを配らせていただいております。この交付金は、月額10万円ということだそうです。研修期間は最長2年です。平成26年度からという事業ですが、平成25年1月1日、去年の1月1日以降に親元就農した者であれば研修計画の承認を経て研修を開始することができますので、対象になるというものでございます。2年間の、要するに後半の1年に係るということで、対象にされると考えております。

それと空き農地情報バンクの登録申込書も追加で配らせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○濱坂議長 今、資料説明ございましたが、何か御意見はございますか。

ないようですので、私のほうから一つお願いしたいと思います。それぞれ委員会がございすけれども、一年間の事業計画書をつくって出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。今度の総会には一覧表でお配りしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(一部略)

○濱坂議長 そのほかございませんか。なければ、以上で本日の総会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、本日の総会、以上で終了いたします。

議長（会長）

議事録署名委員（4番）

議事録署名委員（5番）